

2017年9月4日

要望書

厚生労働省 薬事・食品衛生審議会 血液事業部会運営委員会
委員長 田野崎 隆二 様

一般社団法人 ヘモフィリア友の会全国ネットワーク
理事長 松本 剛史



貴委員会におかれましては、日頃より、日本の血液事業に関わる諸問題の解決・改善に資する数々の御尽力に深く敬意を表します。

さて、今般、貴委員会では、規制改革会議答申の「血漿分画製剤の輸出に係る規制の見直し」に基づき厚生労働省の「血液製剤等の輸出規制のあり方に係る検討の視点」を議論されていると承知しております。

本ネットワークでは、年来、十分な治療を受けることが出来ずに苦しんでいる世界の多くの血友病の仲間たちに対し、日本における献血血漿を余すところなく最大限有効に活用する形での血液製剤の人道的な供給・提供を提唱し、厚生労働省、日本赤十字はじめ、関係各機関との折衝を続けてきました。

その際、私たちの趣旨を汲み取った上で、協力の御意向も示していただきましたが、大きな障壁として、輸出貿易管理令の存在が繰り返し指摘されました。そもそも私たちの提唱自体は、たとえ同管理令の制約があろうとも、献血血漿を原料とする血液製剤を人道的国際貢献として海外に輸出することは問題なく可能との考え方でありましたが、このたび、輸出貿易管理令の見直しが俎上に載るならば、事態の大きな進展が望まれます。

ここに本ネットワークは、上記「日本における献血血漿を余すところなく最大限有効に活用する形での血液製剤の人道的な供給・提供」の実現のため、貴委員会が十分かつ実効を伴う「血液製剤等の輸出規制のあり方に係る検討」を尽されることを強く要望いたします。